

幼稚園と保育所の将来



高橋 さやか

幼稚園は教育の機関・施設であり、保育所は生活福祉の機関・施設である。

原則的であり方、たてまえとしては、右の事情は社会の必然的な要求に対応していると考えられる。管轄が一は文部省であり、が厚生省に属するのも、必ずしも否定されなければならないことではない。

従来、「幼児教育は一つのなに」という声がかかなり高かった。わたくしなども、「幼児期の教育がそう幾通りもあるものではない」と言ひもし書きもしてきたものである。

問題の一つは、乳幼児―幼年期に至るまでの、人間の生活のし方が、他の（それ以上の年齢の）時期に比べて、著しく総合的であり、保護を必要とするものであり、発育・成長の途上にあるものとして未分化的であるために、教育も、生活保護（福祉）も、互いに境界をつけにくい仕事になることにある。たしかに、幼稚園においても、子どもは「保護されるもの」であるべき要素を失っていないし、保育所においても「教育をうける」べきことは当然の対遇で

なければならぬ。

ただ、このことを以て、「幼稚園と保育所とはどちらかが片方あればよい」ということにはならないし、「幼稚園と保育所とは大体同じような機能をもつものである」ということもまちがっているといわなければならぬであろう。

問題の第二は、どちらの施設（機関）についても、予算措置の貧困があまりにも度を越しているところにある。

幼稚園が幼稚園としての機能を発揮し、保育所が保育所としての機能を発揮するためには、どちらも、あまりに貧弱な設備しかもつていないし、教諭や保母の人間性、また正當かつ真実な意味での資格も（したがってまた処遇も）かえりみられていない。

現在の（いうまでもなく日本の場合をいっているのである）幼稚園、保育所は、どちらも、いささか鵠的存在である。幼稚園もどことなく保育所的であり、保育所もなんとなく幼稚園的である。

結論的にいえば、養護施設から、小・中学校に通うように、ま

た、盲・聾啞施設の多くが、同一構内に盲・聾啞学校を併設しているように、保育所も、子どもが三歳以上になれば幼稚園に通わせるか、併設の幼稚園に入られるようにするべきなのである。

スペースがないので、幼・保の機能を、幼稚園教諭と保母（保育所の）の職能・資質をあげることによって要約してみたい。

教諭は、子どもの活動を機能別にとりあげた（教科の教育・教授（遊戯誘導——発達のための——）方法に、各教科にわたって、一応の（一定の水準以上の）能力をもっていなければならぬ

保母は、保健と生活科学（食物・衣服・住居・対人関係・管理）の一応の専門家としての能力をもっていなければならない

両者に必須共有のものは、小児科学と発達心理学である。

現在は、施設の機能がいまいてあるために、教諭も保母を兼ねていることが要請されるし、保母も教諭であるべきことが期待される。（しかも一方では、保母が教諭より劣っているように見られたり、より少ない場合かもしれないが、教諭が保母よりも軽んじられていたりもしている）双方の資質をかね備えるためには少な、も四年——六年の勉学研修と、実習が必要であろう。そして、心身のバランスを十分に保ち、十分に高度な活動力を持続するに足る処遇とが。

生活福祉の施設としての保育所と、教育機関としての幼稚園とは、その性格からいってそれぞれにニーズがあり、施設のあり方としても（教諭と保母がそうであるように）、一方がもう一方を兼ねる

ことには無理がある。が、併設として同一構内にあることは、当然期されてよい、……むしろ、総合施設として、それぞれの部をわざわざ設置することが最も望ましい、といつてよいであろうし、そこで働く者は、教諭保母の資格をあわせもつ者が、時期をみて交替しながら（たとえは、二年ごとに幼稚園部と保育所部との職員をいれかえる——どこまでも二つの有資格者の場合——）つとめることも諸々の利点があろう。ただ、全部の施設が総合施設でなくてもよいし、つとめる者も全員か両方の有資格者である必要はない。それぞれ単独の施設があり、一つの資格だけをもつ教諭、保母が、それぞれに専門職をもつものとして、確かな身分保障のもとにその職場を守るべきである。併設、総合施設が望ましいということと兼用施設でよいということとは、どこまでもわけがちがう。

年齢からいうと、保育所は、零歳から満十歳までを收容し、保育時間からいえば八時間——十二時間受託するもの、というところが妥当かと考える

24時間——全日受託の乳児のためには、別に乳児院が、そして、満一歳以上も、全日受託の場合は、養護施設の幼児部に收容する措置が望まれるであろう。

このようにして、保育所は、零歳から十歳まで（以下）の子どもの、昼間の生活の場所である。三歳以下は、生活と教育とは分離しない。したがって、子どもたちは活動と休息の時間の全部を保育所で過ごすことになる。三歳以下の子どもたちの総合的な生活は、

保母が手中におさめているものである。三歳——六歳、或いは三歳——八歳までは、活動の分化がはじまる過渡期である。分化しはじめた諸活動を、あるいは総合的にあるいは各部面個別的（即ち教科的）に正しい発達をめざして見守り、とりあげ、発展させる仕事は教諭のものであり、幼稚園或いは学校で「教育をうける時間」が徐々に、総合的な生活活動から分れた形でもたれるとともに、なお、十歳までは、家庭や地域社会においてよほどめぐまれていないかぎり、「総合的な生活の場所」もまた、当然に必要とされるのである。いわゆる「カギっ子」の問題があり、「学童保育」の要望が切実であることは、現在すでに黙視できない。

「教育時間」は、幼稚園で、三年保育一年次、三時間以内、二、三年次、四時間—五時間、小学校低学年、五時間平均、三、四年生五—六時間、というところであろう。その余の時間、家庭その他環境条件の不十分な子どものために、保育所はなければならない。

双方の施設の、生活の時間割、カリキュラム、クラス編成、設備の基準についても記すべきであるが、つくしきれないので割愛する。さて、以上のべたところは、不十分なから基本的な問題の所在についてである。行政上の問題についてなお多少ふれるべきことがのこっているかと思ふ。

その一つは、学制についてである。義務制による就学年齢を一年

引き下げようという動きがある。できれば三歳以上を全部義務制の中に吸収されることが望ましい。一年でも、二年でも、可能の範囲で、できるだけずつても引き下げたらよい。但し、どこまでも子どもの発達の状態にふさわしい形で、のはなしである。

ここで、公立と私立の問題が、いやでもとりあげられなければならないであろう。

原則的には、保育所も幼稚園も、公立であるべきである。いずれも、社会の、国家の、公的な機関であり施設であるべき性格のものといえる。福祉といい、最も基盤をなす教育といい、それは、公的な責任においてなされるべきものである。

ただ、篤志有為の私人が、公立に優る福祉なり教育なりの実績をあげ得ることは、当然考えられる。ことに、資本主義社会にあつては、かえつて私立が、より自由な、より高度な、より行き届いた、志操と情熱による福祉、また教育を実施し得る可能性が大きい。しかし、方では、大によい加減な営利事業的なそれもまた蔓延するといわざるを得ない。

公立を原則とし、良心的な、充実した実績をもつ私立に対しては、これを十分に助成する方策がたてられるべきであり、一方で、基準以下の、特に営利事業的なものに対しては整然とした取り締りが漸行されなければならないといえよう。

幼稚園と保育所の将来

幼稚園も保育所も、ともに、それぞれの機能を確立して、強化整備されることが切に望まれる。

校区ごとに（その校区の規模に応じた）保育所が設置され、原則的には一小学校に必ず一つの幼稚園が附属するか、または小学校ごとに指定委託園をもつ（委託園が指定される）、……委託園には、公立に準じた予算措置があるかわりに、その園の教育機能（園長・教諭の能力資質、設備、園舎園庭状況など）は適切に査定されることになるであろう。

子どもは、三歳以上になれば、家庭・地域環境が健康的で、交友にも遊戯活動（その資材も含めて）にも、子ども同士相互に恵まれた、つまり子どもなりによい社会生活ができるに足るだけの条件を具えている場合は別として、（そういう条件は、現在、現代の日本の社会では、まだ当分整う見通しがたてられそうにない）まず保育所に入り、保育所から幼稚園・学校に通い、下校後も、活動（間に午睡などの休息时间も含められる）の時間は保育所ですごして、夕方、帰宅することになる。或いは、朝は登園登校して、午後（下校後）は保育所ですごすことになる。

保育所のためには厚生省が、幼稚園のためには文部省が、十分の予算を獲得編成することになる。

現在、厚生省と保育所（私立も含めて）との関係は、まだまだ中途半端ではあるが、いくらかすでにたてまえの上下はさききのべた線に近いところがある。ただ、現在、幼稚園の仕事をもあいまいに

兼ねている点、学童への措置が殆どかえりみられていない点、校区の規模に対して適切に配置されていない（地域によって著しく過不足があり、保育内容もさまざまである）点、乳児、準幼児への本来的な設備其他の配慮が甚だしく手薄である点、などなど、そしてもとよりあらゆる予算措置の面が、大巾に検討改革され強化されることになるはずである。

幼稚園が学校に附属するか、保育所に併設されるか、どちらがより適正かは、必ずしもいい切れない。地域事情に応じてより便宜が大きい方に設置してよいのではないか。双方の機能を確立確認すれば、却って奇妙な縄張り争いなどにならずに、各々場所的には合同していても離れていても、よい意味での分業を円滑に運営できるのではないであろうか。

追記

紙数もつきたので尽きない筆を擱くことにする。

期すべき「将来」を言うに急ぐあまり、その踏み出しとして見なければならぬ「現在」——ことに、10月28日付文部省初等中等・厚生省児童兩局長名義の「通知」（幼稚園と保育所との関係について）にもふれずにすんでしまわれました。一々論及すればそれだけでスペースが尽ってしまいうなおそれもあつたわけだ。「通知」には、振興とか発展とかを期す、というにはあまりに、……むしろ逆行せざるを得ないのではないかと思われる要素と、当然そうあるべき要素とが混在している（しかも逆行的要素の方が重大のようにうけとられる）、筆者としてはふれることにこと面倒なきもちがあつたわけですが、批判と要望の意は本文中におのずから表明しているつもりです。

（西南学院短期大学）